

# 第1章 総合交通マスタープランの策定にあたって

## 1. 策定の背景

本市の総合交通マスタープラン（計画期間：平成 21(2009)年度～平成 40(2028)年度（20年間））は、平成 20(2008)年度に策定し、短期（10年）整備計画の期間が経過しました。この間、人口減少、高齢化の進行などの社会情勢や、北関東自動車道の開通、新たな産業団地の完成などにより、本市の交通を取り巻く環境は、大きく変化してきました。

また、我が国では人口減少、少子高齢化の加速度的進展により、過疎化が進む地域における生活交通の確保が必要とされています。公共交通網の縮小やサービス水準の一層の低下、公共交通利用者の更なる減少（負のスパイラル）に歯止めをかけるため、地方公共団体を中心となってまちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを再構築することも求められています。また、健康増進や環境保全、災害時の移動手段として自転車活用のニーズも高まっています。さらに、都市の内部で空き地・空き家等の低・未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」を防ぐ対策も急務です。加えて、交通分野は、自動運転をはじめとして技術革新等による発展が目覚ましく、これらに対応し、また適切に活用するためには柔軟な対応が今後必要となってきます。

こうした社会情勢の変化を背景として、交通政策基本法の施行（平成 25(2013)年）、地域公共交通活性化再生法の改正（平成 26(2014)、27(2015)年）、自転車活用推進法の施行（平成 29(2017)年）、都市再生特別措置法の改正（平成 26(2014)年）等が行われ、全国の地方自治体は、都市機能の集約化（コンパクト化）と、それらを交通ネットワークで連結すること（ネットワーク化）により「コンパクト・プラス・ネットワーク」の集約型都市構造を実現することが求められています。

本市は、平成 30(2018)年 3月に最上位計画である「第 2次佐野市総合計画」を策定したほか、平成 31(2019)年 3月に本市の「コンパクト・プラス・ネットワーク」形成の方針を示す「佐野市コンパクトシティ構想」や、本市のまちづくりの方針を示す「第 2次佐野市都市計画マスタープラン」を策定しました。

また、コンパクトなまちづくりに向けて都市機能や居住を誘導するエリアを定める「佐野市立地適正化計画」の策定を進めています。加えて、平成 30(2018)年 3月に「佐野市市有施設適正配置計画」を策定し、市有施設の統廃合等による適正配置の取組を進めているほか、小中学校の統廃合の取組も進めています。

交通分野においても、コンパクトシティ構想で掲げる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向け、道路網や公共交通網等に関する基本的な方針を示し、将来の都市構造や土地利用を見据えた持続可能な交通体系（ネットワーク）の確立を目指すため、「第 2次佐野市総合交通マスタープラン」を策定しました。

## 2. 位置づけ・役割

本マスタープランの位置づけと役割を以下に示します。

本マスタープランは、上位計画である第2次佐野市総合計画、佐野市コンパクトシティ構想、第2次佐野市都市計画マスタープランの考え方に基づき定め、交通分野の個別計画の指針となるものです。

本マスタープランでは、本市のこれからの土地利用や交通などの視点を踏まえ、様々な交通手段を適切に連携させていくことで、持続可能な交通体系（ネットワーク）の整備を図っていきます。

今後、本マスタープランの基本計画に基づき、道路網整備計画と連携して具体の個別計画を策定します。

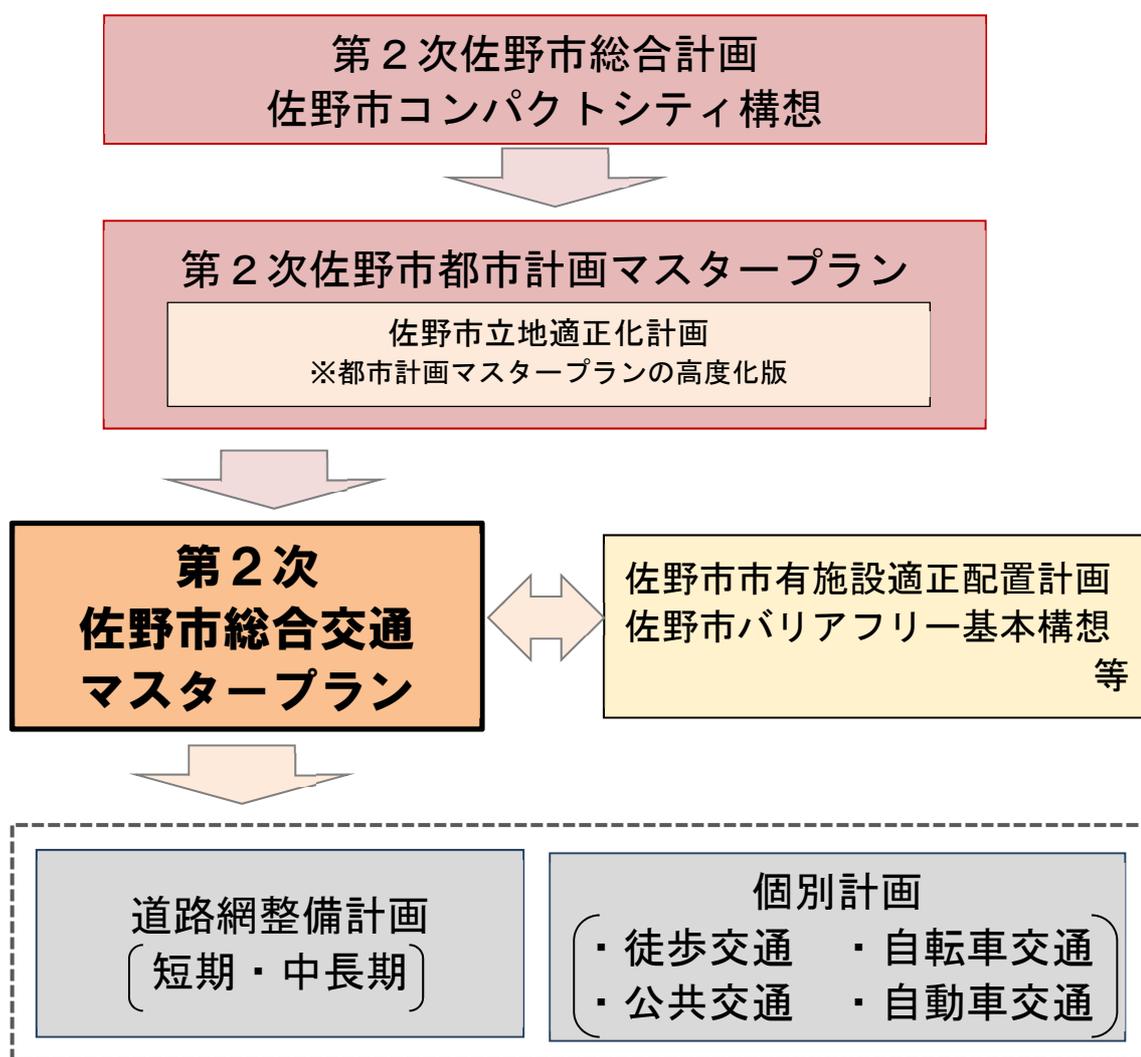


図1 本マスタープランの位置づけ

### 3. 策定概要

本マスタープランの計画期間、対象地域、策定フローを以下に示します。

◇計画期間：平成 31(2019)–平成 50(2038)年度

◇対象地域：市全域

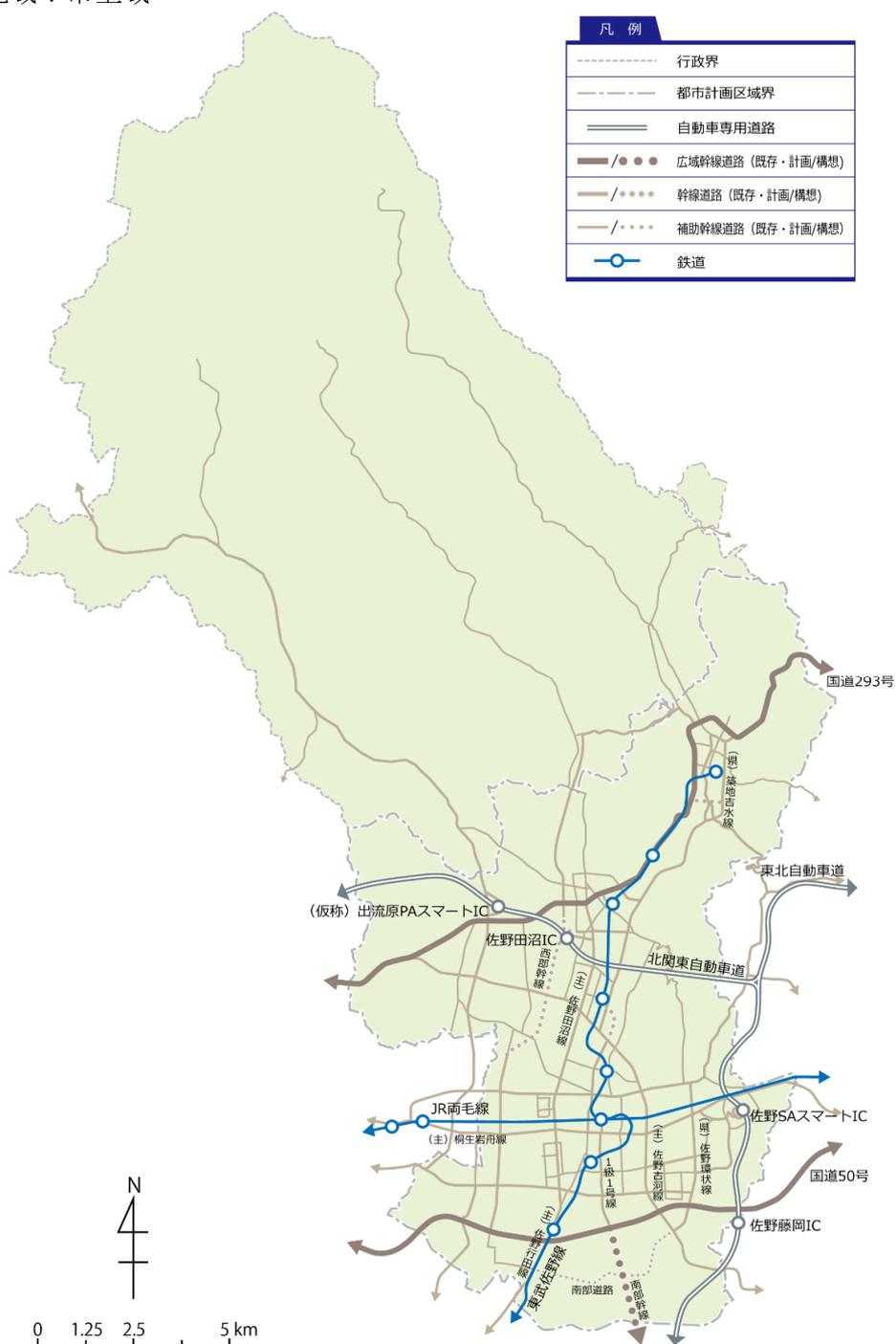


図 2 対象地域

◇策定フロー

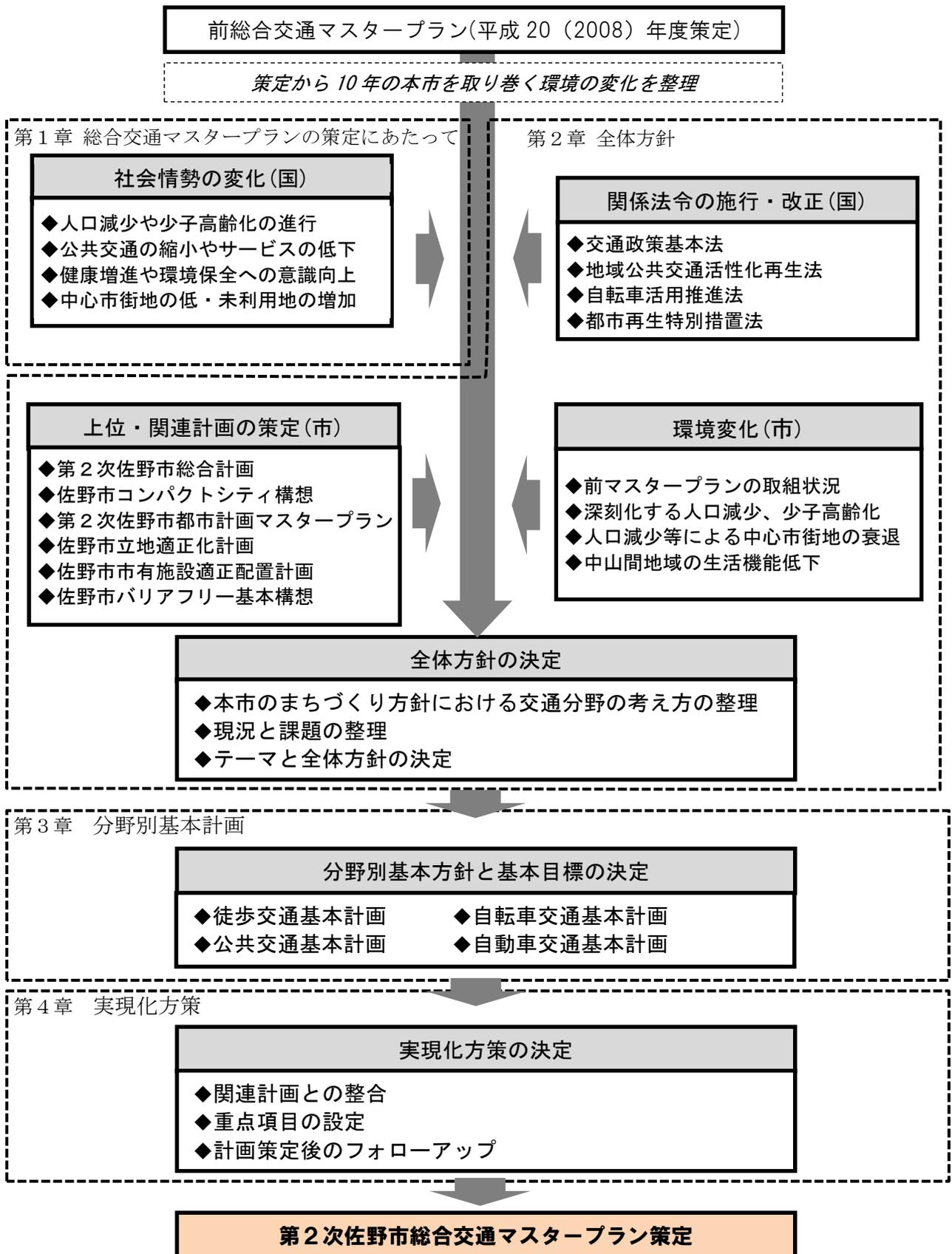


図 3 策定フロー